松江市告示第15号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届け出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。 令和2年1月15日

松江市長 松 浦 正 敬

事業者		休止する	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	事業	名称	所在地	
株式会社 松江テク ノサービス	松江市宍道町伊志見493 番地1		小規模多機能型居宅介 護 玉湯すずかけの樹		令和元年12月15 日